

30 介号外
平成 30 年（2018 年）5 月 1 日

介護保険施設管理者 様
指定特定施設入居者生活介護事業所管理者 様

長野県健康福祉部介護支援課サービス係長

身体拘束等の適正化の取組について（依頼）

平成 30 年度の介護保険制度の改正において、身体拘束等に係る運営基準及び減算幅の見直しが行われました。

つきましては、改めて別紙のとおりご案内しますので、身体拘束等の適正化にお取組みいただきますようご配慮ください。

介護支援課サービス係 係長：横山 浩明 担当：杉浦 糧 電話：026-235-7121 FAX：026-235-7394 電子メール：kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

身体拘束等に係る運営基準及び減算の見直しについて

1 見直しに係る対象介護保険サービス（県指定分のみ記載）

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 介護医療院（追加）
- ・ 特定施設入居者生活介護（追加）

2 身体拘束等に係る運営基準の見直しの内容

- (1) 介護サービス提供の際の入所者の処遇に当たっては、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。（追加）
 - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

3 身体拘束廃止未実施減算の見直し内容（上記基準違反の場合の減算）

〈改定前〉 5単位/日 ⇒ 〈改定後〉 10%/日 ※入所者全員について減算

4 減算の適用時期について

平成30年7月サービス分（8月請求分）から適用になります。

（参考）平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）

出典：平成30年3月22日厚生労働省老健局事務連絡

問 87 新たに基準に追加された体制をとるためには準備が必要であると考えられるが、何時の時点から減算を適用するか。

（答）

施行以降、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの3ヶ月の間に指針等を整備する必要があるため、それ以降の減算になる。

5 留意事項

介護保険施設等、対象となるサービスの運営に際しては、上記の体制を整備することが原則ですので、各施設におかれましては、運営基準をご理解の上、適切な対応をお願いします。

仮に、減算対象であるにもかかわらず、事後に基準違反が明らかになった場合、減算により返還すべき額が大きくなる恐れがありますので、十分ご留意ください。